

船舶による危険物の運送基準等を定める告示を改正する告示案新旧対照条文

○船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第8の3（液体化学薬品）（第2条、第3条、第35条の2、第36条、第36条の2、第36条の3、第37条、第38条、第39条、第40条、第40条の2、第40条の3、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条関係）</p> <p>表（備考を除く）（略）</p> <p>備考</p> <p>1～11 （略）</p> <p>12 （略）</p> <p>1.1～1.13 （略）</p>	<p>別表第8の3（液体化学薬品）（第2条、第3条、第35条の2、第36条、第36条の2、第36条の3、第37条、第38条、第39条、第40条、第40条の2、第40条の3、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条関係）</p> <p>表（備考を除く）（略）</p> <p>備考</p> <p>1～11 （略）</p> <p>12 （略）</p> <p>1.1～1.13 （略）</p> <p>1.13.1 重合、分解、酸化又はその他の化学的変化（以下「重合等」という。）を防止するため、当該危険物への安定剤の投入又は当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間の環境制御を行うこと。<u>この場合において、当該危険物の重合等を防止するために安定剤を投入する場合にあっては、1.13.4は適用しない。</u>また、タンク及び関連の管装置の環境制御をする場合にあっては<u>1.13.3は、適用しない。</u></p> <p>1.13.2 （略）</p> <p>1.13.3 製造業者から次に掲げる事項を記載した安定化済証明書を入手し、船内に保管すること。<u>ただし、タンク及び関連の管装置の環境制御をする場合（1.13.5.1及び1.13.5.2ただし書に規定する場合を除く。）は、この限りで</u></p> <p>（1）添加した安定剤の名称及び量</p> <p>（2）添加した安定剤の酸素依存性</p>

- ない。
- (1) 添加した安定剤の名称及び量
 - (2) 添加した安定剤の酸素依存性
 - (3) 安定剤を添加した日付及び有効期間
 - (4) 安定剤の有効期間の保証温度範囲
 - (5) 航海期間が安定剤の有効期間を超える場合にとるべき措置

- (3) 安定剤を添加した日付及び有効期間
- (4) 安定剤の有効期間の保証温度範囲
- (5) 航海期間が安定剤の有効期間を超える場合にとるべき措置

1.13.4 当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間の環境制御は、規則第299条第1号、第2号及び第3号の規定に基づき行われるものであること。ただし、当該危険物の重合等を防止するために安定剤を投入する場合は、この限りでない。

1.13.5.1 重合等を防止するために酸素に依存する安定剤を投入した危険物を運送する場合であって、次に掲げる場合においては、積荷中及び運送中には、当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間を不活性化しないこと。ただし、揚荷中には、当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間を不活性化すること。

(1) 規則第298条の規定により貨物タンク及び関連の管装置の環境制御（封入法による環境制御にあつては、ガスを用いるものに限る。）を行うべき場合

(2) 規則第324条第2項で準用する規則第328条第3項の規定により固定式イナート・ガス装置を操作すべき場合

1.13.5.2 重合等を防止するために酸素に依存する安定剤を投入した危険物を運送する場合であって、前節に掲げる場合以外の場合には、3,000m³以下のタンクを用いて運送を行うこと。ただし、揚荷中に不活性化を行う場合は、この限りでない。

1.13.4 当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間の環境制御は、規則第299条第1号、第2号及び第3号の規定に基づき行われるものであること。

1.13.5 容量が3,000m³以下のタンクであつて当該危険物の重合等を防止するために投入する安定剤が酸素に依存するものである場合には、1.13.4の環境制御を行つてはならない。

1.13.6 以下 (略)

1.13.6 以下 (略)